



# 鳥取県公報

令和8年3月17日（火）  
第9773号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出（123）（孤独・孤立対策課） . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出（124）（〃） . . . . . 2
	県営土地改良事業計画等の決定（125）（農地・水保全課） . . . . . 2
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （126）（県土総務課） . . . . . 2
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （127）（〃） . . . . . 4
	採石法による採取計画の認可の公表（128）（中部総合事務所県土整備局） . . . . . 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（24） . . . . . 6
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示（1） . . . . . 6
◇ 公 告	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課） . . . . . 7
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（〃） . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人社団村上内科クリニック	境港市上道町3052-1	令和8年2月1日

## 鳥取県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
やまがた整形外科クリニック	米子市上福原1455-22	令和8年2月5日

## 鳥取県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 双子（二子）地区 ため池等整備）に係る緊急防災等工事計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 縦覧に供する書類

緊急防災等工事計画書の写し

### 2 縦覧に供する期間

令和8年3月17日から同年4月6日まで

### 3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

### 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る緊急防災等工事計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第126号

平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和8年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 共同企業体の名称は、各構成員の名称が含まれたものであること。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から<u>午後5時</u>（提出期間の末日にあつては午後4時）までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつてはそれらの方法に</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から<u>午後5時15分</u>（提出期間の末日にあつては午後4時）までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつてはそれらの方法に</p>

<p>代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により提出すること。</p> <p>なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により提出すること。</p> <p>なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～6 略</p>
--	--

鳥取県告示第127号

平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和8年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">業種</td> <td style="text-align: center;">管理技術者等</td> </tr> <tr> <td>測量業務</td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> </tr> </table>	業種	管理技術者等	測量業務	主任技術者	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、<u>現場代理人</u>を除き、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">業種</td> <td style="text-align: center;">管理技術者等</td> </tr> <tr> <td>測量業務</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現場代理人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	業種	管理技術者等	測量業務	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現場代理人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> </tr> </table>	現場代理人	主任技術者
業種	管理技術者等										
測量業務	主任技術者										
業種	管理技術者等										
測量業務	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現場代理人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> </tr> </table>	現場代理人	主任技術者								
現場代理人											
主任技術者											

略	
地質調査業務	主任技術者
略	

(6) 略

(7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 略

イ 共同企業体の名称は、各構成員の名称が含まれたものであること。

ウ 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 略

(2) 入札参加書類及び入札書（以下「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより、提出期間内の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時（提出期間の末日にあつては午後4時）までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、それらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により提出すること。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)・(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)～(9) 略

略	
地質調査業務	現場代理人 管理技術者
略	

(6) 略

(7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 略

イ 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 略

(2) 入札参加書類及び入札書（以下「提出書類」という。）は、調達公告で定めるところにより、提出期間内の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分（提出期間の末日にあつては午後4時）までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、それらの方法に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、調達公告に定める提出期間の末日までに必要部数を提出場所に持参、郵送又は信書便による送達により提出すること。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)・(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)～(9) 略

(10) 成果品重点確認価格を下回る価格で入札し落札予定者となった者が、次に掲げる要件の全てを満たす重点配置技術者調書を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の午後3時（発注機関が別途指定した場合にあつては、指定した日時）までに提出できない場合は、その者の入札は無効とする。

ア～ウ 略

(11)～(17) 略

4～6 略

(10) 成果品重点確認価格を下回る価格で入札し落札予定者となった者が、次に掲げる要件の全てを満たす重点配置技術者調書を紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午までに提出できない場合は、その者の入札は無効とする。

ア～ウ 略

(11)～(17) 略

4～6 略

### 鳥取県告示第128号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月17日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
山根商店 代表者 山根 彰徳	倉吉市鴨河内 1035	倉吉市関金町山口宇西 大河原845-1（9,827 平方メートル）	風化花崗岩（真砂 土）（6,384立方メー トル）	令和8年3月2 日から令和11年 3月1日まで	令和8年3月 2日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第24号

令和8年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年3月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 日時 令和8年3月19日（木） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 議題
  - 選挙人名簿登録者総数について
  - その他

## 海区漁業調整委員会告示

### 鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和8年3月17日

鳥取海区漁業調整委員会会長 灘 本 雄 一

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、令和8年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（令和8年3月17日付第202500295441号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなければならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定によりクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年3月17日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするものを対象とする。

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和8年4月20日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取県内の各警察署の管内 に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間30分
- (2) 講習課目
  - ア クロスボウの所持に関する法令
  - イ クロスボウの使用、保管等の取扱い
- 4 考査
 

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
 

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 6,900円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品
 

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年3月17日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 講習の種別及び受講対象者
 

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

  - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
  - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和8年4月14日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
  - (1) 講習時間 3時間
  - (2) 講習課目
    - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
    - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
 

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 3,000円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品
 

筆記用具